

平成25年4月25日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公明党女性防災会議
議長 松 あきら

女性の視点を生かした防災対策についての第二次提言

3.11 東日本大震災から2年が経過しました。

公明党においては、東日本大震災発生後、党内に女性防災会議を立ち上げ、国・地方全ての女性議員が女性の視点から既存の災害対策を見直して参りました。2011年10月、被災3県を除く全国の女性議員が658自治体において防災行政総点検を実施し、この結果をもとに緊急提言をとりまとめ、昨年6月、地方防災会議に女性委員の参画を促す災害対策基本法改正を実現しました。

防災対策に女性の視点を取り入れることにより、地域における生活者の多様な視点を反映した、現実的かつ具体的な対策が実現し、地域の防災力アップが期待できます。また、災害時の担い手として女性が積極的に登用されることにより、性差等に配慮したきめの細やかな被災者支援も期待できます。そして東日本大震災の被災地の復興には、女性等多様な主体の力は不可欠です。

こうした認識に立ち、昨年2月、女性防災会議の下に4つの対策検討グループ(①防火等、②要援護者支援、③自治体支援、④子ども・学校支援)検討グループを立ち上げ、視察や検討を精力的に行い、この度、第二次提言をとりまとめました。

つきましては、公明党女性防災会議として、以下の通り提言致します。

- 一、中央防災会議等国における災害対策関連の会議体の構成員の3割は女性委員を登用すること。また、地方自治体における地方防災会議への女性委員登用を積極的に推進するため、都道府県・政令市のみならず、すべての市区町村における登用状況を把握し、公表すること。
- 二、男女共同参画の視点からの取組指針の策定においては、都道府県・政令市のみならず一般市区町村の意見も反映し、全ての自治体において男女共同参画の視点からの災害対策が実施されるよう、周知徹底を図ること。

- 三、災害時要援護者名簿が全ての自治体で作成されるよう、速やかに災害対策基本法を改正すること。この名簿に基づき、災害時要援護者一人一人の支援計画・体制を各自治体で構築できるよう、きめ細やかな実効性のあるガイドラインを策定するとともに、「災害時要援護者支援交付金(仮称)」を創設し、全ての地方自治体で確実に災害時要援護者体制を構築できるよう、予算措置を講ずること。
- 四、災害時住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、避難所となる施設又場所に最低限必要な基準(ハード、ソフト両面を含む)を法定化するとともに、基準を満たす施設を地方自治体が整備するための財政措置を講じること。なお、基準策定にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦や難病患者等災害時要援護者に配慮し、各種関係団体等から広く意見を聴取し、基準に最大限反映すること。
- 五、東日本大震災の際、被災した子どもや子育て家庭は非常に多かったにもかかわらず、その実態の把握が遅れ、必要な取組や支援の提供が十分になされなかった。現在、被災地における復興局では、子どもの意見を反映するための取組が始まっているが、今後もこうした取組を各復興局において強化・拡充させること。また、被災地以外でも、防災・復興等に子どもの意見も反映できる仕組みを構築するとともに、子どもたちが安心・安全の中で生活し、学び、成長していく力を養うため、防災教育を教科化すること。
- 六、災害時に避難所となり、子どもたちが長時間を過ごす学校施設の100%耐震化(非構造部材を含む)を平成27年度に確実に完了するとともに、学校施設の長寿命化を強力に推進すること。また、災害備蓄倉庫や自家発電設置等学校施設の防災機能強化を加速化するため、地方自治体の要望に十分応えられる予算を確保すること。
- 七、文部科学省の「学校安全の推進に関する計画に関わる取組状況調査」から、学校施設が避難所となった場合の対応等について、自治体防災担当部局、学校、地域住民等との間にあらかじめ連携する体制が不十分である実態が明らかになった(平成23年度国公私含め 50.1%、公立のみ 68.0%)。この実態を早急に分析・検証し、学校施設が避難所となった場合の対応をあらかじめ策定しなければならないものとする。また、避難所でなくとも被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定した対応をあらかじめ定めることが必要である。避難所に指定されていない学校施設における備蓄や対応等のあり方についても検討し、あらかじめ策定しておくことを同様に推進すること。

- 八、災害時に発生する膨大な自治体業務を簡素化・効率化し、きめ細やかな被災者支援を実現するため、全ての自治体において、平常時から被災者一人一人の状況を把握するための被災者台帳構築システムが導入できるよう、災害対策基本法を改正すること。また、各自治体の被災者台帳システム導入に当たっては、既に多くの自治体で導入され、東日本大震災の際にも義援金や罹災証明の迅速な発給を可能とした実績を持つ、兵庫県西宮市が開発した「被災者支援システム」等有効なシステムを広く普及させ、開発・導入・ランニングにかかるコストを最小限に抑えること。
- 九、東京都品川区等先駆的に事業継続計画(BCP)を策定している自治体の取組を、好事例として全国の自治体に普及・啓発し、計画の策定並びに PDCA サイクルに基づく業務継続力の向上を促すこと。また、BCP を促進する上で、クラウド導入は極めて有効であることは実証済みであり、国主導で自治体クラウド導入を強力に推進すること。
- 十、全国の木造家屋密集市街地(木密地域)の不燃化を迅速かつ着実に進めるために、木密地域対策に取り組む自治体を支援するための相談窓口を設置し、相談・アドバイス・専門家の派遣などの支援を実施すること。また、災害時に避難場所となる公園や避難路・防火帯となる街路樹のある道路などを適切に配置し、緑の防災ネットワークの形成を促進すること。
- 十一、火災発生時に、消火栓につないで消火活動ができるスタンドパイプや水道に直接つなぐ簡易水道消火装置を自主防災組織等へも広く普及させ、あわせて上水道の排水栓も消火栓同様に消火水源として活用できるようにすることが有効である。排水栓の活用を先行して行っている東京都では、東京消防庁と水道局との間で協定を締結しているが、こうした地方自治体の取組を促すとともに、スタンドパイプや簡易水道消火装置の設置等を助成すること。
- 十二、災害時に交通渋滞や道路遮断などで消防車両が到着できない事態に備え、迅速に現場に到着して、情報収集・創作・救助・救急にあたることに資する消防バイクを、木密地域や高速道路入口周辺等に配備できるよう、購入費の助成や人材育成、運用体制の確保等を図ること。

以上